

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し

(選挙管理委員会)

ページ

一

号外 (元) 平成二十四年 四月 一日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十四年四月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
関市松風園	関市下有知4646番地

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十四年四月一日

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社